

いさ花募金

8月に発生した台風の影響で、忠元公園の桜が倒木や枝折れ等の大きな被害を受けました。このことを知った伊佐市ゆかりの方々から「支援したい」との申し出が多数あり、市では「いさ花募金」の受付口座を開設しました。お寄せいただいた寄付は、苗木購入、花木の維持管理費に充てられます。

本募金の趣旨にご賛同いただき、多くの皆さまのご協力をお願いします。

送金方法 全国の郵便局から募金できます。※青い用紙を使うと手数料がかかります。

次の場所にある赤い用紙を使うと手数料はかかりません。

○市役所大口庁舎・菱刈庁舎 ○大口ふれあいセンター

○各コミュニティ協議会

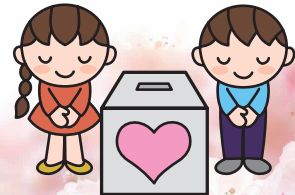
金額 一口1,000円 ※何口でも募金できます。

振替口座 01770-0-129094 **口座名義** いさ花の会

※受付期限はありません。

寄付金は「いさ花の会」が責任をもってお預かりし、寄付件数や収支については市ホームページ上で公表します。

問い合わせ先 「いさ花の会」事務局（伊佐PR課内） ☎294113



公用車を売却します

市が使用していた公用車を売却します。入札参加希望者は、次の事項に注意して一般競争入札に参加してください。

入札参加申込書 ①受付期間 11月2日（月）～12日（木）※土日、祝日を除く。

②配布場所 会計課（市役所大口庁舎1階）

③提出方法 郵送及び持参

開札日時 11月19日（木）10時

売買代金の納入 市が発行する納入通知書により契約時に全額納入

その他 入札物品の落札者への引き渡し方法は現状渡しとし、引き渡し後の不調や故障についての保障はしません。また、引き渡しに係る経費は落札者の負担とします。

詳しくは、市ホームページご覧いただくか、お問い合わせください。

提出・問い合わせ先 会計課管理係 ☎291311



公売物品一覧

	物品1	物品2	物品3	物品4	物品5
車名	スズキ	スズキ	スズキ	ダイハツ	トヨタ
形式	E-CR22S	V-HC11V	E-CR22S	E-L200S	KC-BU140改
種別・用途	軽乗用	軽貨物	軽乗用	軽乗用	普通貨物
車体形状	箱形	バン	箱形	箱形	バン
初年度登録年月	平成5年一月	平成7年一月	平成5年一月	平成6年一月	平成7年8月
車検満了日	平成27年3月10日	平成27年7月29日	平成29年3月10日	平成27年10月15日	平成27年8月29日
走行距離(km)	127,109	123,712	128,667	146,251	199,435
総排気量(L)	0.65	0.65	0.65	0.65	3.43
燃料	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	軽油
車体色	紺	紺	紺	白	緑
変速機	A T	A T	A T	A T	M T
最低売却価格	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	70,000円
備考		A/C 不良	A/C、水温計、パワステータ不良		

※最低売却価格は消費税込み。

伊佐市の土地が最低価格で購入できます

先着順に受付中

受付期限 平成 28 年 2 月 29 日 (月)

平成 27 年 6 月 1 日に公告した伊佐市公有財産（土地）売払いについて、引続き実施しています。
なお、公売物件の所在地図や現地写真は市ホームページをご覧ください。

物件番号	所在地	地目	面積	最低価格
1	伊佐市大口大田 750 番 2	宅地	171.82 m ² (52 坪)	2,940,000 円
	伊佐市大口大田 750 番 8	宅地	186.78 m ² (56 坪)	
2	伊佐市大口大田 750 番 7	宅地	258.29 m ² (78 坪)	1,910,000 円
3	伊佐市大口上町 12 番 13	宅地	167.44 m ² (50 坪)	2,960,000 円
4	伊佐市大口上町 37 番 9	宅地	145.98 m ² (44 坪)	2,460,000 円
5	伊佐市大口上町 27 番 3	宅地	223.66 m ² (67 坪)	5,240,000 円
6	伊佐市菱刈川北 2081 番 3	宅地	98.09 m ² (29 坪)	620,000 円
7	伊佐市菱刈重留 1438 番 5	宅地	745.21 m ² (225 坪)	3,910,000 円

申込・問い合わせ先 財政課管財係（大口庁舎 2 階） ☎ 1 3 1 1

人・農地プラン検討会

地域における人と農地の問題を解決するための未来の設計図「人・農地プラン」（平成 25 年 3 月作成・平成 26 年 3 月更新・平成 27 年 3 月更新）をさらに見直すため検討会を開催します。

農業に関わる人はご参加ください。

プラン作成地区	期 日	時 間	会 場
山野	11 月 12 日 (木)	10:00 ~ 11:00	山野基幹集落センター ホール
平出水	11 月 12 日 (木)	13:30 ~ 14:30	平出水いなほ館
大口東	11 月 17 日 (火)	10:00 ~ 11:00	大口東青少年センター
牛尾	11 月 17 日 (火)	13:30 ~ 14:30	大口温泉高熊荘 大広間
大口	11 月 19 日 (木)	10:00 ~ 11:00	大口ふれあいセンター 3階多目的ホール
羽月	11 月 19 日 (木)	13:30 ~ 14:30	羽月校区公民館 ホール
羽月西	11 月 25 日 (水)	10:00 ~ 11:00	羽月西青少年センター
曾木	11 月 25 日 (水)	13:30 ~ 14:30	西太良地区コミュニティセンター ホール
針持	11 月 27 日 (金)	10:00 ~ 11:00	針持青少年センター
田中	11 月 27 日 (金)	13:30 ~ 14:30	田中校区集会施設 多目的ホール
湯之尾	12 月 1 日 (火)	10:00 ~ 11:00	湯之尾校区公民館 和室会議室 (大)
菱刈	12 月 1 日 (火)	13:30 ~ 14:30	菱刈環境改善センター 2階会議室
本城・南永	12 月 2 日 (水)	10:00 ~ 11:00	本城校区集会施設 研修室

問い合わせ先 農政課農政第 2 係 ☎ 1 3 1 1

MBCのチャンネルで **d** ボタンをピッ!

市からのお知らせやイベント情報などの最新情報がすぐに見られる!

※災害等の緊急時は随時更新します。

問い合わせ先 伊佐PR課交流PR第1係 ☎ 4 1 1 3



鹿児島県最低賃金

使用者も
労働者も
必ずチェック!



県最低賃金 **694円**(時間額)

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。

使用者も、労働者も賃金が最低賃金以上であるか、必ず確認しましょう。

問い合わせ先

鹿児島労働局労働基準部賃金室

☎099・223・8278

不法投棄防止強化月間

県では、産業廃棄物の不法投棄等の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強調月間」と定めています。期間中は、不法投棄防止の啓発活動や不法投棄防止パトロール等を強化しています。

不法投棄は重大な犯罪です。この機会に一人ひとりが、「不法投棄をしない。させない。見つけたらすぐ電話を」という意識を持ち、不法投棄のない住みよい地域をつくりましょう。産業廃棄物の不法投棄を発見したら、ご連絡ください。

連絡・問い合わせ先

県庁廃棄物・リサイクル対策課

☎099・286・3810

環境政策課環境保全係

☎②1060



指宿のがん陽子線治療費の一部助成

鹿児島県では、平成23年4月から「陽子線治療」を受けやすい環境を整備するため、銀行などから治療費の借入を行った場合の利子の一部を助成する制度をはじめています。

対象者 県内在住の患者または家族等

対象借入金 借入金のうち陽子線治療相当分

利子補給率 6%以内

利子補給期間 5年以内

その他 所得制限あり

問い合わせ先 県庁地域医療整備課

☎099・286・2693

相談窓口

◎メディポリス国際陽子線治療センター(指宿)

☎0993・24・3456

◎オフィス鹿児島(鹿児島市加治屋町)

☎099・210・7615



《陽子線治療とは》

水素の原子核を利用した放射線治療の一つで、がん病巣を狙い撃ちし、周辺の正常な組織への影響を最小限に抑えることができるため、副作用も少なくてすみます。

また、治療中に熱や痛みを感じることはなく、1日20分程度の治療を受けるだけです。
＜2015年7月末現在の患者数 1,518人＞

《治療できる臓器》

頭頸部・肺・肝臓・膵臓・腎臓・前立腺がん など

※胃や十二指腸、大腸などの消化管およびこれらに接する卵巣などの臓器、膀胱は対象外。

《治療費》

○陽子線治療にかかる費用は全額自己負担。

○がんの種類・大きさ、照射回数に関係なく1治療に対する治療費。

問い合わせ先 一般財団法人メディポリス医学研究財団 メディポリス国際陽子線治療センター
※旧名称「メディポリスがん粒子線治療研究センター」(5月1日に名称を変更)
鹿児島県指宿市東方5188番地 HP: <http://www.medipolis.org>

☎0993・23・5188

高病原性インフルエンザ対策の徹底を！

これからの時期、高病原性鳥インフルエンザの海外からの侵入リスクが高まります。にわとり等を飼っている人は、防鳥ネットやネズミ対策など防疫対策の徹底をお願いします。また、飼っているにわとり等に普段と異なる症状等が見られる場合や野鳥の変死体等を発見した時は、素手で触らずにご連絡ください。

連絡・問い合わせ先 農政課畜産係 ☎③1311



農業者年金制度（担い手積立年金）

農業に従事する人なら広く加入できます。

農業者年金は、農業者がより良い老後生活を過ごすことができるように国民年金に上乘せした公的年金制度です。国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人であれば、誰でも加入できる積立年金です。より安定した老後のため、ぜひ加入されるようお勧めします。

農業者年金のメリット

(1) 少子高齢化社会に強い年金

自分が納めた保険料とその運用収入を基に年金額が決まる積立方式の年金です。

(2) 保険料の額は自由

自分が必要とする年金額に応じて、月額20,000円から67,000円までの千円単位で自由に選択できます。農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

(3) 終身年金で80歳までの保証付き

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族（一定要件を満たした者）に支給されます。

(4) 公的年金ならではの税制上の優遇措置あり

支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。

(5) 保険料の国庫補助制度あり

認定農業者で青色申告をしている等、農業の担い手となる人には、国から月額最高10,000円の保険料補助があります。（年齢・所得制限あり）



農業者年金を受給するには

【旧制度農業者年金】

・経営移譲年金

自分名義または借入農地を後継者または第三者に譲渡、貸付して農業経営から引退した場合に受給できます。

・農業者老齢年金

農業経営から引退しない場合で、65歳から受給できます。

【新制度農業者年金】

・特例付加年金

新制度の保険料の国庫補助（政策支援）を受けていた人が、保有している農地や農業施設を後継者や第三者に譲渡、貸付して農業経営から引退したときに受給できます。

・農業者老齢年金

新制度の保険料を納めた人が、65歳から受給できます。60歳からの繰上げ請求も可能です。

問い合わせ先

伊佐市農業委員会 ☎②61571



広報紙をもっと身近に

広報紙



▼統一QRコード



■詳しくは「i 広報紙 <http://ikouhoushi.jp/>」をご覧ください